

特定口座規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、お客様（個人のお客様に限ります。）が株式会社沖縄銀行（以下「当行」といいます。）において開設する投資信託特定口座（租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項に規定する特定口座をいいます。）に関し、特定口座内保管上場株式等（ための特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等をいいます。以下同じ。）の譲渡に係る所得計算等の特例の適用を受けるための事項を定めるものです。により、特定口座内保管上場株式等（特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等をいいます。以下同じ。）の譲渡に係る所得計算等の特例の適用を受けるために、株式会社沖縄銀行に開設される特定口座に関する事項および当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。なお、この約款において「上場株式等」とは、租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等のうち、国債、地方債および投資信託受益権をいいます。

- 2 前項のほか、お客様が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるために、当行に開設された特定口座（次条第4項に定める特定口座源泉徴収選択届出書の提出により開設される「源泉徴収選択口座」に限ります。）における上場株式等の配当等（租税特別措置法第9条の3の2第1項に定める「上場株式等の配当等」のうち、国債、地方債の利子および投資信託の収益分配金に限ります。以下同じ。）の受領について、同条第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にすることも目的とします。
- 3 お客様と当行の間における各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの規定に定めがある場合を除き、投資信託総合取引規定、国債の「保護預り規定兼振替決済口座管理規定」「一般債振替決済口座管理規定」その他の約款・規定等の定めるところによるものとします。

第2条（特定口座の開設）

お客様が、当行に特定口座の開設を申込みにあたっては、あらかじめ、当行に対し、法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際は、お客様には、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類および運転免許証、住民票の写し、印鑑登録証明書等の確認書類を提示し、お名前、生年月日、ご住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただくこととします。

- 2 お客様が当行に特定口座を開設するためには、あらかじめ当行に投資信託振替決済

口座（投資信託受益権振替決済口座管理約款 第 1 条に規定する振替決済口座をいいます。）または国債振替決済口座もしくは一般債振替決済口座（以下、それぞれの振替決済口座を、あるいはそれらを総称して「振替決済口座」といいます。）を開設することが必要となります。

- 3 お客様は特定口座を当行に複数開設することができません。
- 4 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等のときまでに、当行に対し、法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただくものとします。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書につきましては、お客様から源泉徴収の選択を取りやめる旨のお申し出がない限り、引き続き有効なものとしなします。なお、特定口座内保管上場株式等の譲渡を行った特定口座について、同一年内に源泉徴収選択の変更はできません。
- 5 お客様が当行に対して、法第 37 条の 11 の 6 第 2 項および租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第 25 条の 10 の 13 第 2 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定（法第 37 条の 11 の 6 第 4 項第 2 号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において受領されている場合には、前項に規定されるその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の前であっても、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、当該お客様は、当該年における特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出を行うことはできません。
- 6 第 17 条の規定に基づき特定口座が廃止された場合、同一年に再び当行に特定口座を開設することはできません。

第 3 条（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）

お客様が、法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるためには、当行に前条に規定する特定口座を開設していただくとともに、同条第 4 項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。

- 2 お客様が、法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第 37 条の 11 の 3 第 3 項および施行令第 25 条の 10 の 13 第 4 項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。ただし、お客様が特定口

座廃止届出書（施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定されるものをいいます。以下同じ。）を提出される場合を除きます。

第 4 条（特定保管勘定における振替口座簿への記載または記録）

特定口座に係る上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定（法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号に定める特定口座に係る振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

第 5 条（特定上場株式配当等勘定における処理）

第 3 条第 1 項の規定により源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理します。

第 6 条（特定口座を通じた取引）

特定口座を開設したお客様が、当行との間で行う上場株式等の取引については、お客様から特段のお申し出がない限り、当行が定める取引を除き、原則として特定口座を通じて行うものとします。

- 2 前項にかかわらず、法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に定める非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）を開設されているお客様（購入に係る取引については、その年分の非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）は、上場株式等（株式投資信託に限ります。）の取引を非課税口座に設けられる非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択するものとします。

第 7 条（所得金額等の計算）

当行は、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得金額の計算および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得の計算については、法その他関係法令の定めに基づき行います。

第 8 条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲等）

当行は、お客様の特定保管勘定において受け入れる上場株式等の範囲を、次に掲げる当行が取り扱う国内公募非上場投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）または国債もしくは地方債（以下「公共債」といいます。）に限定します。なお、当行の都合により特定保管勘定でお預かりしないことがあります。

- (1) お客様が第 2 条第 1 項に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当行が行う募集の取扱いまたは当行への購入申込により取得し、その取得後直ちに特定口座に受け入れる投資信託または公共債
- (2) 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受け入れら

れている投資信託または公共債の全部もしくは一部（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）を所定の方法により当行の当該お客様の特定口座に移管することにより受け入れるもの（ただし、当行が取扱いしていない銘柄等は受け入れしません。）

- (3) お客様が贈与、相続（限定承認にかかるものを除きます。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認にかかるものを除きます。）により取得した投資信託または公共債で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者（以下「被相続人等」といいます。）が当行に開設していた特定口座で管理されていた投資信託、もしくは公共債、または被相続人等が当行に開設していた非課税口座で管理されていた株式投資信託、または被相続人等が開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた投資信託もしくは公共債で引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているものであって、当行所定の方法によりお客様の当行の特定口座（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）に移管されたもの
- (4) お客様が、施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録がされている投資信託または公共債で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの
- (5) お客様が当行に開設されている特定口座で管理されている投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る投資信託の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの
- (6) お客様が当行に開設する非課税口座、または当行に開設する法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座で管理されていた株式投資信託で、所定の方法により、お客様が当行に開設される特定口座へ移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）

第 9 条（源泉徴収選択口座で受け入れる上場株式等の配当等の範囲）

当行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する投資信託の収益分配金または公共債の利子で同項の規定に基づき当行により所得税等を徴収するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされている投資信託または公共債に係るものに限り、）のみを受け入れます。

- 2 当行が支払いの取扱いをする前項の投資信託の収益分配金または公共債の利子のうち、当行が株式投資信託の収益分配金または公共債の利子をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

第 10 条（譲渡の方法）

特定保管勘定において記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。

第 11 条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行は、お客様に対し、施行令第 25 条の 10 の 2 第 11 項第 1 号の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。

第 12 条（源泉徴収および地方税の徴収方法）

当行は、お客様が特定口座源泉徴収選択届出書において「源泉徴収あり」を選択いただいた場合、および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出いただいた場合には、法第 37 条の 11 の 4、地方税法第 71 条の 51 その他関係法令の規定に基づき、所得税および復興特別所得税の源泉徴収および株式等譲渡所得割の特別徴収を行います。

- 2 源泉徴収および特別徴収は投資信託総合取引規定第 4 条、または保護預り規定兼振替決済口座管理規定（取引残高報告書式）第 6 条の規定により指定する指定預金口座からの引落としにより行います。指定預金口座からの引落としの際には、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および同払戻請求書または小切手の提出は省略するものとします。

第 13 条（還付）

当行は、前第 12 条により源泉徴収した税金について還付を行う場合、還付金はお客さまがあらかじめ指定した投資信託取引または公共債取引における指定預金口座へ入金します。

第 14 条（上場株式等の移管）

当行は、第 9 条第 2 号、第 4 号、第 6 号に規定する移管および当行の特定口座から他の金融機関の特定口座への移管については、関係法令に基づき取扱うことができます。

第 15 条（贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ）

当行は、第 9 条第 3 号に規定する贈与、相続または遺贈による投資信託または公共債等の受入れについては、関係法令等の定めるところにより行います。その際、お客様には当行に対して相続上場株式等移管依頼書を提出していただくものとします。

第 16 条（特定口座年間取引報告書の送付）

当行は、法第 37 条の 11 の 3 第 7 項の定めるところにより、特定口座年間取引報告書を

作成し、翌年1月31日までにお客様に交付します。なお、法第37条の11の3第8項の定めるところにより、その年中に、お客様の特定口座において上場株式等の譲渡取引または配当等の受入れがなかった年の特定口座については、特定口座年間取引報告書は交付いたしません。ただし、お客様から請求があった場合は、この限りではありません。また、第17条の規定により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。

- 2 お客様が特定口座をお申込の際、当行は特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客様へ交付し、1通は所轄の税務署に提出します。

第17条（特定口座の廃止）

この契約は、投資信託総合取引規定第10条第1項もしくは第2項のいずれかに該当したとき、もしくは保護預り規定兼振替決裁口座管理規定（取引残高報告書式）第21条のいずれかに該当したとき、または次の各号のいずれかに該当した場合に直ちに解約され、当該解約に伴いお客様の特定口座は廃止されるものとします。

- (1) お客様が当行に対して施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限りません。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日）の翌日に提出されたものとみなします。
 - (2) お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令第25条の10の5第1項により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなします。
 - (3) 施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
 - (4) その他やむを得ない事由により、当行が解約をするとの判断をし、解約を申し出たとき
- 2 前項の規定に基づき特定口座が廃止されたときは、第3条の規定により源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされていたとしても、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例は適用されません。

第18条（出国口座等）

前第17条第2項に該当することとなるお客様は、施行令第25条の10の5第2項に定める要件を満たす場合、出国前に当行の特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされ

ていた上場株式等のすべてにつき、当行に開設される出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録をすることにより、帰国後、当行に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。

- 2 前項に定める取扱いを希望されるお客様は、出国前に特定口座継続適用届出書を当行に提出し、帰国後、特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当行に提出していただく必要があります。

第 19 条（届出事項の変更）

第 2 条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客様のお名前、ご住所、個人番号など当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときには、施行令第 25 条の 10 の 4 の規定により、お客様は遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当行にご提出いただくこととします。なお、その変更がお名前、ご住所または個人番号に係るものであるときは、「個人番号カード」等および運転免許証、住民票の写し、印鑑登録証明書等の確認書類を提示し、確認を受けていただくこととします。

- 2 特定口座を開設している当行の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第 25 条の 10 の 4 の規定により、遅滞なく特定口座異動届出書を当行にご提出いただくものとします。

第 20 条（法令・諸規則等の適用）

この規定に定めのない事項については、第 1 条第 3 項の規定によるほか、法、地方税法、関係政省令、および諸規則等に従って取り扱うものとします。

第 21 条（免責事項）

お客様が第 19 条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱いおよびこの規定の変更等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

第 22 条（規定の改訂）

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

- 2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
- 3 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。

第 23 条（合意管轄）

お客様と当行との間のこの規定に基づく取引に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。